

実質化された人・農地プラン

※朱書き箇所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	松川地区下河戸集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	9.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.4ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和元年度に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=8)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は、全体の50%に上る。
また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が少ない状況であり、担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が、約36%程度の農地を集約化している。しかし、頻発する水害への影響により、安定した農業経営や農地の集約化に支障をきたしている。
このため、農地の区画整理や農道等の農業用施設の改善を行うことで営農環境を向上し、中心経営体への農地の集約化を目指す。

当集落において、中心経営体の農地集約とその維持は、当集落内の農業者との連携が不可欠であり、相互に連携を図りながら、農地の集約化を進める。

当集落において、多面的機能支払交付金制度に取り組む松川環境保全組合の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、集落内の営農活動を支えていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■人材確保の取組方針 アンケート調査によれば、50%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。水害常襲地域であり、新たな入り作は難しいとの意見がある中で、集落内の農業者が既存の農業法人と連携を図ることにより、必要な人材を確保していく。</p>
<p>■基盤整備の取組方針 アンケート調査によれば、38%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。しかしながら、当集落内で耕作する担い手からは、用水路の延長が長く、その管理の軽労化と効率化が必要との声があった。 また、東側の県道川平停車場線(旧道分)に隣接し、遊休化した農地に設置される排水路が埋そくしており、その効用回復や排水路の付替え等の改善を検討していく。 さらに、都治川下流で西側の県道川平停車場線(バイパス分)と都治川の間に位置する水田は、区画が狭隘で農道の幅員が狭小であることから、営農に支障が生じている。 このため、畦畔の除去による区画整理(2反～3反程度の区画)や農道等の整備などにより、営農環境の改善を図っていく。</p>
<p>■新規・特産化作物の取組方針 当集落は水害常襲地域であり、水稲以外の作物は、栽培が困難。 水稲を基本とした栽培を継続するが、農業法人と連携を図りながら、水害に強い安定作物を研究していく。</p>
<p>■鳥獣被害防止対策の取組方針 個別で防護柵を管理する一方で、共同で電気柵を設置し、集落として獣を寄せ付けにくい対策を講じていく。 また、深刻化するイノシシ被害の中で、行政に対して、捕獲対策の強化を求めていく。</p>
<p>■集落の農業の発展に向けた取組方針 アンケート調査によれば、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が67%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」22%、「UIターン者や新規就農者等の担い手を取り込み、その担い手を集落が支える」が11%と回答し、回答者全員が担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向性が示された。 担い手からは、集落との農業者と一緒にあって、農地を保全していきたい意向が示されており、今後、行政含め、相互理解を図りながら、集落の農地を保全していく。</p>
<p>■その他の取組方針 当集落は、1年に1回は水害に見舞われる水害常襲地区であるが、農地の保全は当集落の生活環境の保全に資する重要な取組みであることを共有した。今後、集落内の農業者、担い手農家、行政が連携し、集落の農地保全に取り組んでいく。 遊休農地を解消し、UIターン者に農地を提供するなど、新たな就農者の確保を検討する。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		3.5 ha		3.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。